

製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて（平成14年3月29日付け消防危第49号）中、第2 具体的な例示（共通事項）及び危険物規制の事務手続きに関する規則に規定する変更届出について、徳島市消防局における運用は次のとおりである。

各項目に示す基準は、申請区分を決定するための目安となるものであるが、危険物施設の変更工事は多種多様であるため、それぞれの変更工事内容を確認の上、いずれの申請区分が適切か判断すること。

特に、変更工事の内容が許可に該当するものであっても、変更工事の実態が許可に該当しない場合もあるため、申請区分が許可とされた場合でも、許可（審査）するために必要となる審査基準についても確認することが必要である。

第2 具体的な例示（共通事項）

番号	対 象	変 更 内 容	増 設	移 設	改 造	取 替	補 修	撤 去	申請区分：◎許可、○変更届出、▲届出不要
									運 用 解 説 (○のうち、変更届出不要の例)
1	建築物・工作物	屋根（キャノピーを含む。）、壁、柱、床、はり等①	◎	◎	◎	◎	▲	／	
2	建築物・工作物	防火上重要でない間仕切壁	○	○	○	▲	▲	○	・ 他の壁の構造基準に変更がないこと。 ・ 消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと。 (ただし、消防用設備の軽微な工事の範囲は除く。)
3	建築物・工作物	内装材	○	—	○	▲	▲	○	
4	建築物・工作物	防火設備	◎	◎	◎	▲	▲	○	
5	建築物・工作物	ガラス、窓、窓枠（防火設備除く。）	◎	◎	◎	▲	▲	○	
6	建築物・工作物	階段	◎	◎	◎	▲	▲	○	
7	建築物・工作物	保安距離又は保有空地の代替措置の塀、隔壁	◎	◎	◎	◎	▲	○	
8	建築物・工作物	架構	◎	◎	◎	◎	▲	○	
9	建築物・工作物	配管、設備等の支柱、架台の耐火措置	◎	◎	◎	○	▲	○	・ 配管、設備の耐震計算等に変更がないこと。 ・ 耐火性能、耐火被覆材料、施工方法に変更がないこと。
10	建築物・工作物	歩廊、はしご	◎	◎	◎	▲	▲	○	
11	建築物・工作物	植栽	○	○	○	▲	▲	○	・ 保有空地の係る基準に変更がないこと。

番号	対 象	変 更 内 容	増 設	移 設	改 造	取 替	補 修	撤 去	申請区分：◎許可、○変更届出、▲届出不要
									運 用 解 説 (○のうち、変更届出不要の例)
12	タンク等	犬走り、法面、コンクリートリング	◎	◎	◎	◎	○	／	・ ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
13	タンク等	地下タンクの上部スラブ	◎	◎	◎	◎	○	／	・ ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
14	タンク等	屋根支柱、ラフター、ガイドポール等	◎	◎	◎	◎	○	／	・ タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
15	タンク等	屋外タンクの支柱の耐火措置	◎	◎	◎	▲	▲	○	
16	タンク等	階段、はしご、手摺り等	◎	◎	◎	○	▲	／	・ タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
17	タンク等	タンク元弁	◎	◎	◎	▲	▲	○	
18	タンク等	通気管（地上部分に限る。）	◎	◎	◎	○	▲	／	
19	タンク等	サクションヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気、温水等を用いたものを除く。）	◎	◎	◎	○	▲	○	・ 管径、板厚、材質、経路の変更がないこと。 ・ 危険物の取扱いに変更がないこと。 ・ 加熱の状態、方法等に変更がないこと。
20	タンク等	サクションヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気、温水等を用いたものに限る。）	◎	◎	◎	▲	▲	○	
21	タンク等	内面コーティング（屋外貯蔵タンクを除く。）	○	○	○	▲	▲	○	・ 貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・ タンクからの漏えいを誘発するおそれのないこと
22	タンク等	雨水浸入防止措	○	○	○	▲	▲	○	
23	危険物設備等	配管（地下配管、移送取扱所を除く。）	◎	◎	◎	○	○	○	・ 管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・ 危険物の取扱いに変更がないこと。

番号	対 象	変 更 内 容	増 設	移 設	改 造	取 替	補 修	撤 去	申請区分：◎許可、○変更届出、▲届出不要
									運 用 解 説 (○のうち、変更届出不要の例)
24	危険物設備等	配管（地下配管、移送取扱所を除き、フランジで接続されるものに限る。）	◎	◎	◎	▲	○	○	
25	危険物設備等	配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等（移送取扱所を除く。）	○	○	○	▲	▲	○	・ 管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・ 危険物の取扱いに変更がないこと。
26	危険物設備等	配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものに限る。）	◎	◎	◎	▲	▲	○	
27	危険物設備等	配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものを除く。）	◎	◎	◎	○	▲	○	・ 熱媒体となる物質に変更がないこと
28	危険物設備等	配管ピット、注入口ピット、地下配管接合部の点検ます	◎	◎	◎	▲	▲	○	
29	危険物設備等	ポンプ設備（移送取扱所を除く。）	◎	◎	◎	○	▲	○	・ 危険物の取扱いに変更がないこと ・ 電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと
30	危険物設備等	熱交換機	◎	◎	◎	▲	▲	○	・ 危険物の取扱いに変更がないこと
35	危険物設備等	熱交換器に附属する送風設備（電動機を除く。）散水設備等	◎	◎	◎	▲	▲	／	
36	危険物設備等	配管に設けられる弁（移送取扱所を除く。）	◎	◎	◎	▲	▲	○	・ 危険物の取扱いに変更がないこと
37	危険物設備等	攪拌装置（電動機を除く。）	◎	◎	◎	▲	▲	○	・ 危険物の取扱いに変更がないこと

番号	対 象	変 更 内 容	増 設	移 設	改 造	取 替	補 修	撤 去	申請区分：◎許可、○変更届出、▲届出不要
									運 用 解 説 (○のうち、変更届出不要の例)
38	危険物設備等	炉材	◎	◎	◎	▲	▲	○	
39	危険物設備等	反応器等の覗き窓ガラス（サイトガラス）	◎	◎	◎	▲	▲	○	
40	危険物設備等	加熱・乾燥設備に付属する送風・集塵装置（電動機を除く。）	◎	◎	◎	▲	▲	○	・ 可燃性蒸気又は微粉の送風、集塵方法に変更がないこと
41	危険物設備等	波返し・とい・受け皿等飛散防止装置	◎	◎	◎	▲	▲	○	・ 危険物のもれ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと
42	危険物設備等	ローディングアーム・アンローディングアーム（移送取扱所を除く。）	◎	◎	◎	○	▲	○	・ 電気機器の場合、可燃蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと
43	危険物設備等	ローラーコンベア等危険物輸送設備（電動機を除く。）	◎	◎	◎	▲	▲	○	・ 危険物の取扱いに変更がないこと
44	危険物設備等	可燃性ガス回収装置	◎	◎	◎	○	▲	○	・ 可燃性ガス回収の保安管理に変更がないこと
45	危険物設備等	保温（冷）材（屋外タンク貯蔵所の本体に係るものを除く。）	◎	◎	◎	▲	▲	○	・ 保温(冷)材の撤去により、危険物の温度変化による危険性を増さないこと
46	危険物設備等	排出設備（ダクト等を含む。）	◎	◎	◎	○	▲	○	・ 電気機器の場合、可燃蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと
47	危険物設備等	換気設備（ダクト等を含む。）	◎	◎	◎	▲	▲	○	
48	危険物設備等	電気防食設備	◎	◎	◎	▲	▲	○	
49	危険物設備等	圧力計・温度計・液面計等現場指示型計装設備	○	○	○	▲	▲	○	・ 危険物の取扱いに変更がないこと ・ 新たに配管又はタンクにノズルを設ける等の変更がないこと
50	危険物設備等	安全弁・破裂板等安全装置	◎	◎	◎	▲	▲	○	

番号	対 象	変 更 内 容	増 設	移 設	改 造	取 替	補 修	撤 去	申請区分：◎許可、○変更届出、▲届出不要
									運 用 解 説 (○のうち、変更届出不要の例)
51	危険物設備等	温度・圧力・流量等の調整等を行う制御装置（駆動源・予備動力源含む。）	◎	◎	◎	○	▲	○	・ 危険物の取扱いに変更がないこと
52	危険物設備等	緊急遮断（放出）装置（安全弁等を除く。）反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源・予備動力源・不活性ガス封入装置等を含む。）	◎	◎	◎	○	▲	○	・ 緊急停止等に係る制御条件に変更がないこと
53	危険物設備等	地下タンクのマンホールプロテクター	○	○	○	○	▲	○	・ 上部スラブの変更を伴わないこと
54	防油堤・排水設備等	防油堤（仕切堤含む。）	◎	◎	◎	/	○	/	・ ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの ・ 配管等の変更を伴わないこと
55	防油堤・排水設備等	防油堤水抜弁	○	○	○	▲	▲	○	・ 水抜弁を複数にすること ・ 複数の水抜弁のうち、撤去しても基準を満足すること ・ 防油堤の技術上の基準に抵触しないこと
56	防油堤・排水設備等	防油堤水抜弁の開閉表示装置	○	○	○	▲	▲	○	・ 水抜弁の開閉表を複数にすること ・ 複数の開閉表示のうち、撤去しても基準を満足すること
57	防油堤・排水設備等	防油堤の階段（防油堤と一体構造のもの。）	◎	◎	◎	○	▲	○	・ 防油堤の基礎等の変更を伴わないこと ・ 規則第22条第2項第16号の規定に基づくものでないこと
58	防油堤・排水設備等	防油堤の階段（防油堤と一体構造でないもの。）	○	○	○	▲	▲	○	・ 防油堤の基礎等の変更を伴わないこと ・ 規則第22条第2項第17号の規定に基づくものでないこと
59	防油堤・排水設備等	排水溝・ためます・油分離槽・囲い等	◎	◎	◎	○	▲	○	
60	防油堤・排水設備等	危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面・舗装面（地下タンクの上部スラブを除く。）	◎	◎	◎	◎	▲	○	

番号	対 象	変 更 内 容	増 設	移 設	改 造	取 替	補 修	撤 去	申請区分：◎許可、○変更届出、▲届出不要
									運 用 解 説 (○のうち、変更届出不要の例)
61	電気設備	電気設備	○	○	○	▲	▲	○	・ 電気機器の場合、可燃蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと
62	避雷設備	避雷設備	◎	◎	◎	▲	▲	○	
63	電気設備	静電気除去装置	◎	◎	◎	▲	▲	○	
64	消火設備・警報設備	ポンプ・消火薬剤タンク	◎	◎	◎	○	▲	○	
65	消火設備・警報設備	1～3種消火設備（散水・水幕設備を含む。）の配管・消火栓本体・泡チャンバー等の放出口等（泡ヘッド除く。）	◎	◎	◎	○	▲		
66	消火設備・警報設備	1～3種の消火設備の弁・ストレーナー・圧力計等	◎	◎	◎	▲	▲		
67	消火設備・警報設備	4・5種消火設備	○	○	○	▲	▲		・ 自主設置に係るもの
68	消火設備・警報設備	消火薬剤	◎	◎	◎	▲			
69	消火設備・警報設備	警報設備（自動火災報知設備の受信機・感知器を除く。）	○	○	○	▲	▲	○	・ 警戒区域に変更がないこと
70	消火設備・警報設備	自動火災報知設備の受信機	◎	◎	◎	▲	▲	○	
71	消火設備・警報設備	自動火災報知設備の感知器	○	○	○	▲	▲	○	
72	その他	標識・掲示板	○	○	○	▲	▲		・ 自主的に増設するもの
73	一般取扱所	ボイラー・炉等のバーナーノズル	◎	◎	◎	▲	▲	○	
74	一般取扱所	塗装機噴霧ノズル・ホース等	◎	◎	◎	▲	▲	○	
75	一般取扱所	運搬容器の充てん設備（固定注油設備）	◎	◎	◎	▲	▲	○	・ 危険物の取扱いに変更がないこと

番号	対 象	変 更 内 容	増 設	移 設	改 造	取 替	補 修	撤 去	申請区分：◎許可、○変更届出、▲届出不要
									運 用 解 説 (○のうち、変更届出不要の例)
76	一般取扱所	分析計（キュービクル内取付を含む。）〔分析計(例)カルファ-分析計・ガスクロマトグラフィ等〕	◎	◎	◎	▲	▲	○	
77	一般取扱所	作業用広報設備（スピーカー）	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
78	屋内貯蔵所	ラック式以外の棚	◎	◎	◎	▲	▲	▲	
79	屋内貯蔵所	ラック式棚	◎	◎	◎	○	▲	○	・ 耐震計算等に変更がないこと
80	屋内貯蔵所	冷房装置等	◎	◎	◎	○	▲	○	・ 電気機器の場合、可燃蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと
81	屋外タンク貯蔵所	可とう管継手（認定品）	◎	◎	◎	▲	／	／	
82	屋外タンク貯蔵所	可とう管継手（認定品以外）	◎	◎	◎	○	／	／	・ 管径、経路の変更がないこと
83	屋外タンク貯蔵所	ローリングダ-（浮き屋根設ける設備）	◎	◎	◎	○	▲	／	・ タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
84	屋外タンク貯蔵所	ポンツーン	◎	◎	◎	◎	○	○	・ タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
85	屋外タンク貯蔵所	浮き屋根のウェザ-シ-ルト（浮き屋根に設ける設備）	◎	◎	◎	▲	▲	／	・ タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
86	屋外タンク貯蔵所	浮き屋根のシ-ル材（浮き屋根に設ける設備）	◎	◎	◎	○	▲	／	・ タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
87	屋外タンク貯蔵所	ル-フト-ン（浮き屋根に設ける設備）	◎	◎	◎	○	▲	／	・ タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
88	屋外タンク貯蔵所	保温（冷）材	◎	◎	◎	▲	▲	○	
89	屋内タンク貯蔵所	流出危険物自動検知警報装置	◎	◎	◎	▲	▲	○	
90	地下タンク貯蔵所	犬走り	◎	◎	◎	／	◎	◎	
91	屋外タンク貯蔵所	コーティング	○	○	○	○	▲	○	・ 貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・ タンク底部からの漏えいを誘発するおそれのないこと

番号	対 象	変 更 内 容	増 設	移 設	改 造	取 替	補 修	撤 去	申請区分：◎許可、○変更届出、▲届出不要
									運 用 解 説 (○のうち、変更届出不要の例)
92	屋内タンク貯蔵所	出入口の敷居	◎	◎	◎	▲	▲		
93	簡易貯蔵所	固定金具	◎	◎	◎	▲	▲		
94	移動タンク貯蔵所	底弁、底弁の手動・自動閉鎖装置	◎	◎	◎	◎	▲		
95	移動タンク貯蔵所	マンホール・注入口のふた	◎	◎	◎	▲	▲		
96	移動タンク貯蔵所	マンホール部の防熱・防塵カバー	◎	◎	◎	▲	▲		
97	移動タンク貯蔵所	品名数量表示板	▲	○	▲	▲	▲		・ 自主的に設置するもの
98	移動タンク貯蔵所	Ｕボルト	◎	◎	◎	▲	▲		
99	移動タンク貯蔵所	可燃性蒸気回収ホース	◎	◎	◎	▲	▲	○	
100	移動タンク貯蔵所	注油ホース（ノズル及び結合金具を含む。）（積載式以外）	◎	◎	◎	▲	▲		
101	移動タンク貯蔵所	箱枠	◎	◎	◎	○	○		・ 箱枠の溶接線補修であること ・ 重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと
102	移動タンク貯蔵所	積載式の移動貯蔵タンクの追加	○						・ ISOコンテナで国際海事機関が確認しているタンク ・ タンク重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと
103	屋外貯蔵所	周囲の柵	◎		◎	▲	▲		
104	屋外貯蔵所	ラック式柵	◎	◎	◎	○	▲	○	・ 耐震計算等に変更がないこと
105	屋外貯蔵所	固体分離槽	◎	◎	◎	○	▲	○	
106	屋外貯蔵所	シート固着装置	◎	◎	◎	▲	▲	○	
107	給油取扱所	防火塀	◎	◎	◎		○	○	・ ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの

番 号	対 象	変 更 内 容	増 設	移 設	改 造	取 替	補 修	撤 去	申請区分：◎許可、○変更届出、▲届出不要
									運 用 解 説 (○のうち、変更届出不要の例)
108	給油取扱所	犬走り、アイランド等	◎	◎	◎	／	○	／	・ ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
109	給油取扱所	サインポール・看板等（電気設備）	○	○	○	▲	▲	▲	・ 可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと ・ 「増設」、「取替」で要構造部に変更がない場合「○」こと する ※
110	給油取扱所	日除け等（キャノピーを除く。）	○	○	○	▲	▲	▲	・ 上屋の面積に変更のないこと
111	給油取扱所	給油量表示装置	○	○	○	▲	▲	▲	・ 可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと
112	給油取扱所	カードリーダー等省力機器	○	○	○	▲	▲	▲	・ 可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと
113	給油取扱所	通気管のガス回収装置	◎	◎	◎	▲	▲	▲	
114	給油取扱所	タンクローリー用アースターミナル	○	○	○	▲	▲	○	
115	給油取扱所	固定給油(注油)設備（認定品に限る。）	◎	◎	○	▲	▲	○	・ ホース長の変更がないこと ・ ホース長が短くなる場合 ※
116	給油取扱所	混合燃料油調合機・蒸気洗浄機・洗車機・ オートリフト等	◎	◎	◎	○	▲	○	・ 可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと
117	給油取扱所	自動車の点検等に使用する機器等 （オートリフト等を除く。）	○	○	○	▲	▲	▲	・ 可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと
118	給油取扱所	セールスルーム(含むショップ)内の電 気設備・給排水設備	○	○	○	▲	▲	▲	・ 可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと
119	給油取扱所	セルフ給油所の監視機器・放送機器・分 電盤・照明器具	◎	◎	◎	▲	▲	○	